平成２９年（フ）第５１３号
大阪府貝塚市浦田195番地42号
債務者　寺前　辰雄
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５１５号
大阪府貝塚市麻生中1189番地１シティハイム麻生中202号
債務者　森　　通雄
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５１７号
大阪府貝塚市三ツ松1401番地山水荘33号、前住所大阪府貝塚市石才145番地ライフコート貝塚105号
債務者　中島千代子
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５２３号
大阪府泉大津市二田町３丁目５番３号紙屋ハウス２番館Ｂ―101、前住所大阪府泉大津市綾井18番地の１サントピア綾園205号
債務者　山下マサ子
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１０７号
長崎県諫早市平山町127番地185　シティハイムクリーン201号
債務者　藤原　美香（旧姓梅田・山崎）
1　決定年月日時　平成29年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第１０８号
長崎県諫早市永昌町３―15　コスモハイツ207号室、住民票上の住所長崎県諫早市真崎町1707番地１、（旧住所）福岡市早良区南庄３丁目14番22―102号
債務者　徳川　良継
1　決定年月日時　平成29年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第１１１号
長崎県諫早市小船越町1144番地28　サンコーハイツＢ棟202号
債務者　馬渡真由美（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成29年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第５９号
北海道樺戸郡月形町字札比内1122番地の５
債務者　齋藤　亮一
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第３３０号
盛岡市三本柳13地割７番地２　ニューシティ藤澤203号
債務者　梅野　勇哉
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３３９号
盛岡市厨川２丁目32番10―403号
債務者　佐藤美知代
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第４２５１号
大阪府箕面市半町４丁目４番８号
債務者　岸田　文弘
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２７５号
大阪府八尾市幸町３丁目84番地の２　市営住宅42―６号
債務者　吉宮　昭広
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４１１号
大阪市東淀川区豊里１丁目４番29号　第２生島ハイツ　203号、前住所大阪府吹田市出口町32番24号
債務者　山口産業こと　内山　秀一
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８８２号
大阪府茨木市東奈良３丁目14番11号　南茨木アネックス　301号
債務者　安川　亜希（旧姓白田）
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８９１号
大阪市住吉区苅田１丁目13番12―404号
債務者　古田亜由美
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８９５号
大阪市中央区谷町５丁目１番４―1103号
債務者　長浦　秀華
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５００６号
大阪府東大阪市若江東町１丁目４番32号
債務者　宮里　繁美
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部